

# 企業年金と会計

今 福 愛 志 ( 日本大学経済学部 )

## 「企業年金と会計」から「企業年金の会計」へ

企業年金と会計の関係がわが国で初めて本格的に議論されたのは、1998年に公表された「退職給付に係る会計基準」(以下、退職給付会計基準と略記する)である。わが国の退職給付会計基準のモデルとなった米国においても、企業年金と会計が真正面から問題となったのは、抜本的な年金会計基準87号が公表された1985年であった<sup>1</sup>。それと前後して、米国の企業年金制度に再編の動きが生じている。それまでの確定給付年金制度から確定拠出制度への移行が徐々に進行し、401(k)への道を開く契機のひとつが、米国の年金会計基準にあるといっても間違いではないであろう。

こうした状況に対して米国の当時の年金界から、会計基準が企業年金制度そのものを変革する重要な要因となり、それは本末転倒であると、少なからず批判がだされた。その基礎には、本来、企業年金制度は母体企業の会計のあり方によって影響をうけるものではなく、会計とは別個の目的をもつ制度であり、将来の年金給付に対応する確固たる財政制度を有するという考え方がある。また、企業年金制度は、従業員の退職後の年金給付という企業の枠を超えた社会的な責任を有するものであり、それは受給権として米国のエリサ法(従業員退職所得保障法)によって保護されている。そうした固有な目的と仕組みをもつ企業年金制度は、会計 - 会計基準 - によって十分に捉えられない、という批判である。同じような状況は、わが国においても認められた。

上記の状況が、企業年金と会計との関係から企業年金、あるいは会計と位置づける観点からものであるとすれば、もう一つは「企業年金の会計」という観点から企業年金の会計にとっての意味を捉えるアプローチである。わが国の退職給付会計基準、米国の年金会計基準、そして国際会計基準もそうしたアプローチにたって企業年金を位置づけている。そうした場合、「企業年金と会計」というアプローチでは十分に見えなかった問題に対して、「企業年金の会計」がどのような観点から問題を明らかにしたのかが焦点となる。結論を先にいえば、わが国の退職給付会計基準によって、企業年金制度それ自体の現在の状況と制度改革の一つの方向が明らかとなった<sup>2</sup>。それは、何かについて明らかにするのが本稿の目的である。この課題に対して本稿では、会計の基礎知識が必ずしも十分でない者を対象として、退職給付ビッグバン

の含意することを会計サイドから示したい。

### 企業年金の会計の枠組み

企業年金の会計の出発点は、企業年金が他の企業諸制度と異なる性格のものであっても、それを企業資本にかかわる問題として包括的に捉える点にある。その含意は3つある。第1に、企業年金制度がヒトの問題であっても、とりあえずはそれを貨幣タームによる表現の問題として捉える。第2に、企業年金制度が母体企業とは別個の基金であっても、あるいは厚生年金基金の代行部分のように国の代行であるとしても、それが母体企業によるリスク負担という観点からあらためて捉え直される。給付にかかわるリスクを負っている限り、それは年金以外の通常の企業取引と同様な観点にたって、母体企業の会計問題に包摂される。第3に、企業年金をふくむ企業資本の状況と成果は財務諸表によって投資家に向けて報告されるのであって、企業年金の顛末は企業年金の加入者のためではない。その意味において、上述した加入者に対する年金給付の受給権の保護を企業年金の会計は一義的な問題としては捉えてはいないが、会計という眼をとおして間接的に把握している。

以上の3つの含意から、企業年金の会計はつぎの具体的な仕組みが導かれる。第1は、債務の問題にかかわっている。わが国の退職給付会計基準では、それを基準の冒頭でつぎのように述べている。「退職給付債務とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付（退職給付）のうち認識時点までに発生していると認められるものをいい、割引計算により測定される。」（退職給付会計基準一・1）

わが国の退職給付会計基準が、米国基準と異なり、退職金と企業年金を包括して退職給付として捉えてはいるが、企業年金の会計の出発点が退職給付債務の測定にあり、年金資産にはない点が当然とは重要である。言い返れば、企業年金の会計はまずは勤務によって発生した退職給付債務 - 既発生債務 - を捉える。つぎの問題は既発生債務とは何かであるが、周知の3つの債務概念 - すなわち、確定給付債務（VBO）、累積給付債務（ABO）、予測給付債務（PBO） - のうち、わが国の基準、米国基準、国際会計基準もすべてPBOを債務概念として捉えている。現在時点の給与ではなく、退職見込時までの昇給を織り込んだ債務が、なぜ会計上の債務になるのか、はあらためて検討すべき課題である。

わが国の退職給付会計基準ではその根拠を明確にしていないが、国際会計基準 19号「従業員給付」では「みなし債務」（constructive obligations）

という概念で PBO がもつづく基礎概念を明らかにしている<sup>3</sup>。「みなし債務とは、(a)確立されている過去の慣行、公表済みの方針または十分かつ具体的な声明によって、企業が他の利害関係者に当該企業が一定の責任を認めることを明らかにし、(b)その結果、当該企業がその責任を果たすであろうことの正当な期待を利害関係者にいだかせる場合に、企業の行動から導き出される債務である。」

この債務概念にたてば、年金債務 - わが国の退職給付債務 - は法的な債務、それゆえ受給権のある債務を超える債務を指している。その場合であっても、退職給付会計基準は将来の昇給をもとに計算された退職給付見込額を予想勤続年数に等額で割り当てた額 - この方法を期間定額基準という - の総額を退職給付債務としているが、なぜ支給倍率基準でなく期間定額基準が原則であるのか、債務の測定に関する会計の期間配分思考が前提となっている<sup>4</sup>。

第2は、退職給付債務の捉え方である。退職給付会計基準では、それをつぎのように規定している。「退職給付債務は、退職時に見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する。」（退職給付会計基準、二・1・(1)）

ここでいう割引計算のための割引率として、「安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定されなければならない」として、具体的には長期の国債、政府機関債およびダブル A の優良社債をあげている。いいかれば、退職給付債務は名目金額でなく、将来の給付額を現在時点で割り引いた額、すなわち既発生債務の現在価値を指している。

年金財政が将来の給付に見合う資産をどのように将来に向かって安定的に保有するかとという前提に立っているとすれば、企業年金の会計は債務の現在価値を出発点にしている。それゆえ、この企業年金の会計の特徴は現在法、他方、財政計算は将来法に立っていると見えるであろう。したがって、それに見合う資産サイドの評価も当然に時価で評価されなければならない。このように、企業年金の会計は負債と資産の両サイドがともに現時点の価格、すなわち時価で評価される仕組みとなっている。

現在価値である退職給付債務が年金資産を超過していれば、それは債務超過であり、企業にとって認識されなければならないコストとして把握される。それゆえ、当該期間の期首と期末の退職給付債務の差額が、基本的にはその期のコスト - 退職給付費用 - となる<sup>5</sup>。

本節の冒頭で、「企業年金制度がヒトの問題であっても、とりあえずはそ

れを貨幣タームによる表現の問題として捉える」と述べたが、以上の説明でこれを言い換えるならば、つぎのようになる。企業年金の会計は、現在までの勤務によって発生した債務にかかる将来の給付の現在価値 - 時価 - で捉え、同時に年金資産もまた時価で評価し、その差額が積立不足としてオンバランスされる仕組みから構成されている。

### 企業年金制度への会計の影響

企業年金の会計は、企業年金制度を他の制度と異なる性格をもつものでなく、将来の給付にかかるキャッシュ・アウトフローの現在価値で算出することを求めている。それは、2つの点で企業年金の捉え方に再検討をせまっている。

第1に、企業年金も、その他のさまざまな社内福利制度も、ストックオプションも、そして有給休暇もまた、同じ給付として将来のキャッシュ・アウトフローという点では同一の性格をもっている<sup>6</sup>。確かに、企業年金、退職一時金の退職給付と他の福利制度とは異なる目的で設けられているとしても、企業年金の会計は、そうした同一の性格をもつ側面を将来のキャッシュ・アウトフローという面から貨幣タームで同質化して把握しようと試みる。そうした会計の捉え方は、給与、退職給付、その他の給付を総括したトータル・コンペンセーションの管理という観点を一層推し進める契機となっている。

第2に、退職金や企業年金からなる退職給付は将来の給付とそれに見合う資産の問題であるのはいうまでもないが、それを絶えず現在時点の価値 - 現在価値 で捉えている点である。それは、退職給付制度が企業価値を構成する重要な要素の一つとして捉えることを意味している。退職給付債務が年金資産を大幅に超過していれば、当該積立不足額は企業価値を低める要因となるであろう。また、すでに述べたように毎期の退職給付債務の増分はコストとして、毎期の企業業績に反映される。

毎期の年金資産の運用収益のいかんがコストに反映され、結果として退職給付債務のオンバランスの金額を増加（または減少）させ、企業価値に影響する。あるいは、市場利回りの変動にともなって、退職給付債務の現在価値の計算にとって重要な割引率の変更による退職給付債務の変動もまた、企業価値とコストの額を大きく変動させる<sup>7</sup>。

このように企業年金の会計は、会計基準をとおして退職給付制度が実際には時々刻々市場リスクにさらされている実態を明らかにしている。そのこと

は、退職給付制度が超長期的な期間にわたるものであるのに対して、退職給付制度を現時点の価値で、したがって企業価値の観点から見直すことを求めている。この退職給付制度そのものの性格と企業年金の会計の捉え方は、どのように調整できるであろうか。

同じ枠組みに立っている米国の年金会計基準では、90年代の未曾有ともいってよい株価上昇によって、企業年金の年金資産運用が膨大な額となり、それが企業業績に大幅なプラス効果を及ぼし、企業年金をプロフィット・センターとして捉える見方の根拠になっていた。しかし、それもここ数年の株価の反転により、企業年金もまたプロフィット・センターでなくコスト・センターである現実に直面している<sup>8</sup>。

結局、企業年金の会計は、母体企業が退職給付制度に対して追っているリスクの実態を明らかにしている。年金資産の運用リスクだけでなく、退職給付債務それ自体も市場利回りの変動によってうけるリスクを母体企業はすべて負担できるのか、あるいは負担すべきであるのかどうか、そうした基本的な課題を労使に提示したのが、わが国の退職給付会計基準であるといつてよい。それらのリスクが、わが国の企業経営者によって統制不可能な要因に大きく依存するとすれば、リスクを企業から従業員へ移転する制度の変更も当然に出てくるであろう。その一つが、確定給付年金制度から確定拠出年金制度への移行であるといえるであろう。年金資産の運用収益をすべて市場に委ねるのではなく、国債利回りというもっとも確実な利回り（あるいは、それにプラスアルファ）を保証する制度であるキャッシュバランス・プランも、その一つである。

以上述べたように、企業年金の会計は、わが国の退職給付制度の実態を母体企業のリスク負担にかかわる実態を明らかにして、母体企業の価値と業績に直接的に反映させる仕組みを採用している。すでに述べたように、これは、長期的かつ社会保障の性格をもつ退職給付制度と短期的かつ現在の時点で捉え直した場合の制度の意味とを対照的に示している。退職給付制度のこの2つの側面が、一見すると矛盾した形で表れているのが現代である。本稿の冒頭で述べた「退職給付会計基準が退職給付制度を変革する契機となり、それは本末転倒である」という批判についても、再考を要するであろう。すなわち、企業年金の会計は退職給付制度のもう一つの側面を明らかにしているのであり、それはこれまでの退職給付制度の捉え方で抜け落ちた側面に焦点をあてている。これが、退職給付制度の現代的な問題点でもあった。

## 展開

いまわが国の退職給付制度に起きている問題は、わが国だけの問題でなく、米国でも同じように直面している。なかでも、ドイツ企業の企業年金問題は、「企業年金と会計」に直接的に関わって生じている。ここでいう会計とは、国際会計基準第19号「従業員給付」の受け入れにかかわる問題である<sup>9</sup>。これまでドイツ企業、とくに大企業の年金制度でもっとも重要な制度である直接年金約定（*direktzusagen*）といわれる内部留保方式（積み立てでなく、わが国の従来 of 退職給与引当金方式）が、国際会計基準の導入によって再考を迫られている<sup>10</sup>。

直接年金約定は、年金資産を外部に拠出するのではなく、当該金額を企業の内部留保として企業資本として利用する制度である。この制度は、ドイツの1945年以來の順調な経済成長をもとに企業資本として活用し、それが給付を保証する前提となってきた。そうした前提が、ドイツ企業のグローバル化とともに大きく変化してきている。そうした変化をさらに明確にしたのが、ドイツ企業による国際会計基準の導入である。この導入により、直接年金約定によって企業資本として活用される年金相当額の運用のいかんが、企業業績に反映されなければならない。その結果によっては、企業価値に大きな影響を及ぼし、グローバル・ファイナンスを目指す企業にとっても無視できない問題となるであろう。ここでも同様に、国際会計基準によって企業年金が企業のコストと価値と直接的に関連していることが明確となり、それが企業年金制度改革の契機のひとつとなっている。

このように、企業年金と会計は相互に領域を異にする制度というよりも、企業年金制度の2つの性格のうち、一面を会計がもっとも鮮明にしている意味で、「企業年金の会計」問題として捉えなければならないであろう。

---

<sup>1</sup> FASB, Statement No.87, *Employers' Accounting for Pensions*, 1985. (三菱信託銀行 FAS 研究会訳『米国の企業年金会計基準と適用指針』白桃書房、1997年。) 詳細はつぎを参照。拙著『企業年金会計の国際比較』中央経済社、1996年。

<sup>2</sup> わが国の退職給付会計基準の小生はつぎを参照。拙著『年金の会計学』新世社、2000年。

<sup>3</sup> 拙著『労働債務の会計』白桃書房、2001年、第1章。

<sup>4</sup> 詳細は前掲拙著『年金の会計学』第3章を参照。

<sup>5</sup> 現実には、退職給付費用の計算は複雑である。詳細は、前掲拙著『年金の会計学』第5章を参照。

<sup>6</sup> この点は、前掲拙著の序章を参照。

<sup>7</sup> 会計基準では、年金資産の運用収益に関する期待と実績との差額、および割引率の変更ともなう退職給付債務の変動額は、いずれも「数理計算上の差異」とされ、直ちにコストに反映する必要がなく、繰り延べることが許されている。

---

<sup>8</sup> 最近の米国の企業年金の実態については、つぎを参照。拙著「退職給付会計基準改革の方向 - 米国の年金会計処理の実態に関連して - 」『経理研究』（中央大学経理研究所）第46号（2002年11月）。

<sup>9</sup> IAS No.19, *Employee Benefits*, 1998.

<sup>10</sup> 以下はつぎによる。Clark, Gordon L., *European Pensions & Global Finance*, Oxford University Press, 2003, Chapter 5 “Global Finance and German Accounting Rules.”